平成22年3月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 平成20年(行ウ)第204号 公文書公開決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成21年12月15日

判

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原 告 光 城 敏 雄 大阪府大東市曙町4番6号 被 告 東 大 市 代表者兼処分行政庁 大 市 教 育 委 숲 東 昌 同委員会代表者委員長 中 田 美 穂 被告訴訟代理人弁護士 俵 īF. 市 同 寺 内 則 雄 同 植 村 礼 大

主

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が平成20年10月14日付けで原告に対してした個別学校ごと データを非公開とした処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、大阪府大東市の住民である原告が、大東市情報公開条例(平成9年 大東市条例第3号。以下「本件条例」という。)に基づき、処分行政庁に対し、 「平成20年4月22日に文部科学省が行った平成20年度全国学力・学習状 況調査の結果」の公開請求を行ったところ、「個別学校ごとデータ」に係る情報(以下「本件情報」という。)の公開がされなかったとして、その取消しを 求めている事案である。

- 1 本件条例の定め(乙5)
 - (1) 本件条例は、開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することにより、市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現することを目的とする(1条)。
 - (2) 市の区域内に住所を有する者は、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる(5条1項柱書, 1号)。

ここでいう「情報」とは、実施機関が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものに入力された記録で実施機関が管理しているものをいい、「情報の公開」とは、実施機関が、本件条例により、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は規則に定める方法によりその写しを交付することをいう。また、上記実施機関には、教育委員会が含まれる。(2条)

実施機関は、請求を受けた日の翌日から起算して10日(正当な理由があれば10日間を限度として延長した期間)以内に、公開を行うかどうかの決定を行わなければならず、実施機関がこの期間内に決定を行わないときは、請求者は、公開をしないこととする決定があったものとみなすことができる(10条1項、2項、5項)。

- (3) 実施機関は、公開することにより、市政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次の情報の公開をしないことができる(6条4号)。
 - ① 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報(同号イ)
 - ② 市と国等(国及び地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。) との間における照会,検討,協議等に関する情報であって,公開すること

により、その協力関係に著しい支障がある情報 (同号ウ)

- (4) 実施機関は、公開が請求された情報に、6条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開を行わなければならない(8条1号)。
- 2 前提事実等(争いがないか,証拠(甲1から3まで,乙6)及び弁論の全趣 旨により容易に認められる事実。なお,書証番号は特記しない限り枝番を含 む。)
 - (1) 当事者 原告は大東市の住民である。
- (2) 全国学力・学習状況調査
 - ア 文部科学省は、平成20年4月22日、全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象にして、平成20年度全国学力・学習状況調査(以下「本件調査」という。なお、実施年度を特定しない全国学力・学習状況調査を「全国学力調査」ということがある。)を実施した。
 - イ 本件調査において、小学校6年生については、国語、算数の各教科、中学校3年生については、国語・数学の各教科を調査科目とすることとされ、それぞれの学年・教科に関し、①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等(主として「知識」に関する問題)を中心とした出題(A問題)、②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等にかかわる内容(主として「活用」に関する問題)を中心とした出題(B問題)がされた。
 - ウ 文部科学省は、本件調査の実施に当たり、本件調査の目的や調査結果の

取扱い等を記載した「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施 要領」(平成19年11月14日付け19文科初第865号文部科学事務 次官通知。以下「本件実施要領」という。)を定め、各都道府県教育委員 会等に対し、これを通知した。また、市町村教育委員会に対しては、都道 府県教育委員会からその内容を周知することとされた。

(3) 情報公開請求

原告は、平成20年10月3日、処分行政庁に対し、「請求する情報の件名または内容」欄に「平成20年4月22日に文部科学省が行なった全国学力・学習状況調査の結果」と記載し、「情報の公開の実施方法の区分」については、「電子メールでの送付」欄に丸印を付し、電子メールアドレスを付記した書面を提出して、情報公開請求を行った(以下「本件請求」という。)。

(4) 処分行政庁の決定

ア 処分行政庁は、平成20年10月14日付けで、公開決定通知書を原告にあてて電子メールで送付した。同通知書には、本件請求のあった情報の公開については、次のとおり公開することに決定したとして、以下のように記載されていた。(上記公開決定通知書による決定を、以下「本件公開決定」という。)

公開の方法 写しの交付 (電子メールでの送付)

情報の件名 平成20年4月22日に文部科学省が行った全国学力,

学習状況調査の結果

平成20年度全国学力・学習状況調査結果

・一次分析「大東市の概要」

分類・区分別集計結果

- ・小学校(国語A・B, 算数A・B)
- ・中学校(国語A・B,数学A・B)

イ 処分行政庁は、本件情報の記録されている対象文書(以下「本件文書」 という。)については、本件請求の対象とされていないものとして、本件 公開決定において公開しなかった。

(5) 本件文書の内容

- ア 本件文書は、本件調査後、文部科学省が各市町村教育委員会に対して提供したものであり、各学校ごとに作成される設問別調査結果(小学校につき国語A・B及び算数A・B、中学校につき国語A・B及び数学A・B)を記載したもの(別紙1(乙14)はその一例である。)と、市内の各市立小中学校の調査結果を記載した実施概況(別紙2(乙15)はその一例である。)から成る。
- イ 本件文書のうち、設問別調査結果の記載内容は、次のとおりである。

(ア) 集計結果

①当該学校の生徒数と平均正答率,②大阪府下の公立学校の生徒数と 平均正答率,③全国の公立学校の生徒数と平均正答率がそれぞれ併記さ れた表である。

(イ) 分類·区分別集計結果

「学習指導要領の領域等」,「評価の観点」,「問題形式」の3つの分類ごとに区分された各項目につき,①対象設問数(問),②当該学校の平均正答率,③大阪府下の公立学校の平均正答率,④全国の公立学校の平均正答率が併記された表である。

(ウ) 設問別集計結果

各設問ごとに,①設問の概要等,②当該学校の正答率と無解答率,③ 大阪府下の公立学校の正答率と無解答率,④全国の公立学校の正答率と 無回答率が併記された表である。

ウ 本件文書のうち、実施概況に係る文書は、①「全国(国公私立)」、② 「全国(公立)」、③「大阪府(公立)」、④「大東市教育委員会」、⑤ 「大東市立〇〇小学校(又は中学校)」ごとに、受験した「生徒数」及び「平均正答数・平均正答率(%)」を記載した表である。

- エ 原告が公開を求めている本件情報は、上記イ(ア)①、イ(イ)②、イ(ウ)②、ウ ⑤に係る情報である(別紙1及び2においてそれぞれ黒塗りされている部分がこれに該当する。)。
- (6) 本件訴えの提起 原告は、平成20年10月22日、本件訴えを提起した。
- (7) 本訴においては、本件情報が本件請求の対象とされていたか否か、本件情報を非公開とした処分があったか否か(本件条例10条5項の規定により非公開の決定があったものとみなすことができるか否か)が争われたことから、当裁判所は、平成21年1月29日、中間判決を言い渡し、本件請求において、本件情報は請求対象とされており、本件請求から10日又は20日が経過した時点までに本件情報が公開されていないことから、本件条例10条5項の規定により、非公開の決定があったものとみなすことができる場合に当たると判断した。
- 3 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、①本件情報の本件条例6条4号イ該当性、②本件情報の本件条例6条4号ウ該当性、③部分公開の可否であり、これらの争点に対する当事者の主張は以下のとおりである。

(1) 本件情報の本件条例6条4号イ該当性について

(被告の主張)

本件情報が公開されれば、「〇〇学校が大東市の平均点を下げている」、「大東市で一番学力が低い(高い)のは〇〇学校」等の数字による善し悪しだけがその学校の評価として児童生徒、保護者の間で先行し、学校間の序列化、過度の競争につながるおそれがあるし、本件調査は、教育委員会及び各学校が学力の傾向、学習状況(生活実態)との相関等を全体として把握・分

析し、今後の取組等を保護者・地域にも示して、児童生徒への指導や学習状況の改善を図るという目的を有するところ、本件情報の公開により今後の取組等に保護者の協力が得られない状況が現出し、事業の円滑な実施に著しい支障が生じる。

(原告の主張)

本件調査の実施主体は国であり、被告は参加主体にすぎないから、本件情報は「市の行う事務事業に関する情報」には当たらない。

また、本件実施要領は、「自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを調査目的とするところ、本件情報の公開により、正答率の低い学校が正答率の高い学校の指導方法を共有することができるようになること等から、本件情報の公開はむしろ調査目的に資するものであり、事業の円滑な実施に著しい支障が生じるとする被告の主張は、憶測、推測の域を出ないものである。

(2) 本件情報の本件条例 6 条 4 号ウ該当性について

(被告の主張)

文部科学省は、本件情報について、各参加主体に対し、本件実施要領を通じて個々の学校名を明らかにした公表をしないように求めており、各地方公共団体の教育委員会も本件実施要領の内容を前提として本件調査に参加したものである。学校別調査結果を公にすることについては、学力のうちの特定の一部分についての調査結果のみに基づいた序列化や過度な競争の誘発等の様々な弊害の発生が危惧されており、教育現場の反対も根強いため、本件情報を非公開としなければ、全国学力調査について他の参加主体の協力を得られなくなるおそれがあるほか、過度な競争の結果として全国学力調査の結果に児童生徒の学力・学習状況が正確に反映されない事態が生ずるおそれがある。

これらのおそれが現実化すると、同調査を通じて全国の児童生徒の学力・学習状況を漏れなく正確に把握することができなくなり、全国学力調査の目的の達成に支障が生じる。そうすると、被告と国等との間における当面の又は将来にわたる包括的な協力関係を継続的に維持する上で、本件情報を非公開とすることに相当の根拠があるということができるから、本件情報は本件条例6条4号ウに該当する。

(原告の主張)

本件情報は, 「市と国等との間における照会, 検討, 協議等に関する情報」には当たらない。

また,本件情報の公開が国・大阪府との協力関係に著しい支障を及ぼすと の被告の主張は争う。

(3) 部分公開の可否について

(原告の主張)

本件条例が,原則公開を掲げている以上,少なくとも,本件情報のうち, 学校名や生徒数を伏せた部分については,公開されるべきである。

なお, 文部科学省は, 学校名と生徒数以外の情報の公開について, 学校名が容易に推測できない形で公開することは, 国との協力関係を著しく損なうものではないとの見解を示している。

(被告の主張)

学校名と生徒数だけを伏せて本件情報を公開すると、伏せたままでの序列 化が表面化し、いたずらに学校名の憶測を呼ぶ結果を招来し、学校、生徒に 対するいわれなき評価が生じることは想像に難くないのであり、本件調査の 目的を達成する上で支障を生じさせる結果になるから、部分公開は認められ ない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実(第2の2),証拠(乙6,7,13)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 全国学力調査実施の経緯等

全国の小・中学校の全児童生徒を対象とする学力調査は長期間行われていなかったところ、文部科学省では、平成19年4月以降、これを全国学力調査として毎年度実施することとした(少なくとも本件公開決定当時、同年度以降継続的に実施することが予定されていた。)。過去に実施された学力調査において、学校間の序列化や過度な競争を誘発するなど様々な問題点が指摘されていたこともあり、全国学力調査を実施するに当たって、平成17年10月の中央教育審議会の答申では、そうした弊害が生じないよう十分配慮すべきものとされており、国会の委員会でも、調査の実施方法、とりわけ、調査結果の公開の在り方に大きな関心が持たれて審議の対象とされ、政府担当者は、国として学校別の調査結果の公表を行わないこと、そのことを前提として各教育委員会等が調査に参加していること等を答弁していた。全国学力調査に関する実施要領はこのような状況を踏まえて作成されたものであった。

(2) 本件実施要領の定め

ア 調査の目的(本件実施要領1項)

本件調査の目的は、①国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、③各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、

児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることである。

イ 調査の対象とする児童生徒(本件実施要領3項)

原則として,国・公・私立学校の小学校6学年,特別支援学校小学部第6学年,中学校第3学年,中等教育学校第3学年,特別支援学校中学部第3学年の全児童生徒を対象とする(特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童生徒のうち一部の者を除く。)。

ウ 実施体制 (本件実施要領6項(1))

本件調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等(参加主体)の協力を得て実施する。

- エ 調査結果の取扱い (本件実施要領 7項)
 - (ア) 文部科学省は、①国全体の状況及び国立・公立・私立学校別の状況、②都道府県ごとの公立学校全体の状況、③地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市、町村、または、へき地)における公立学校全体の状況について、調査結果の分析データを公表する(本件実施要領7項(1)、(2))。
 - (イ) 文部科学省は、各市町村教育委員会に対して、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果を、学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果を提供する(本件実施要領7項(3)ア(イ)、(ウ))。
 - (ウ) 調査結果については、本件調査により測定できるのは学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないこと等を踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮して、適切に取り扱うこととし、具体的な配慮事項すべき点は、以下のとおりとする(本件実施要領7項(4))。
 - ① 調査結果の公表に当たっては、本件調査の結果が学力の特定の一部

分であることを明示すること。また,数値の公表に当たっては,それ により示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

- ② 本件調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であること等にかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。
- ③ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし、本件調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。
- ④ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であること。また、各教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの各教育委員会の判断にゆだねられること。

才 留意事項 (本件実施要領 9 項(8))

文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調

査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 5 条 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

また,教育委員会等においても,提供される調査結果のうち,文部科学 省が公表する内容を除く調査結果について,上記を参考に,それぞれの情 報公開条例に基づく同様の規定を根拠として,適切に対応する必要がある。

(3) 本件調査の実施

本件調査は、平成20年4月22日に実施され、愛知県大山市を除く全国 の全公立校が参加した。

- (4) 本件調査結果の取扱いに係る通知
 - ア 文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、本件調査の結果を提供するに先立って、「平成20年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて(通知)」(平成20年8月22日付け20文科初第654号文部科学省初等中等教育局長通知、以下「留意事項通知」という。こ7)を発出した。
 - イ 留意事項通知においては、本件調査の結果の取扱いについて本件実施要 領に基づき適切に行われることを確認するとともに、改めて留意事項が示 された。

具体的には、市町村教育委員会、学校がそれぞれの判断で自らの結果を公表した後においても、都道府県教育委員会、市町村教育委員会は個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこととされ、国が行う本件調査の結果の公表・情報公開については、これまでも国会等で広く議論が行われてきたところであり、都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を公にした場合又は市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を公にした場合、その性質上、次年度以降市町村教育委員会からの協力が得られず正確な情報も得られない可能性が高くな

り、結果として全国的な状況を把握できなくなるなど、本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、市町村教育委員会においては、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として、個々の学校名を明らかにした情報の開示により本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応することとされた。

また、域内の市町村教育委員会に対しては、調査結果の取扱いが留意事項通知に沿って適切に行われるよう、都道府県教育委員会からの指導を徹底することが依頼された。

- 2 本件情報の本件条例6条4号ウ該当性について
 - (1) 本件条例6条4号ウは、地方公共団体である被告が、国等の機関と連携し て行う行政事務の遂行のため、あるいは、国等から将来行政事務の遂行上必 要となる情報の提供を受けるため、国等との協力関係又は信頼関係を継続的 に維持する必要があることを前提にして、国等との協力関係の下に作成又は 取得した情報を開示することにより、国等との協力関係を著しく損なうこと を防止し、被告の行う事務事業の円滑な実施を確保することを目的として設 けられた規定と解される。そして、本件文書は、文部科学省が、市町村教育 委員会及びその所管に属する学校等(以下「市町村教育委員会等」というこ とがある。)、各参加主体の協力を得て実施した本件調査の結果を受けて作 成し、処分行政庁に提供したものであり、そこに記載された本件情報は、国 との協力関係の下に取得した情報であるということができるから、「市と国 等との間における照会,検討,協議等に関する情報」に当たるものといえる。 この点について、原告は、本件情報は「市と国等との間における照会、検 討、協議等に関する情報」に該当しないと主張するが、本件条例6条4号ウ の掲げる「照会、検討、協議」は、国等との協力関係の下に情報を作成又は 取得する手段・方法を例示したにすぎず,本件情報が国との協力関係の下に

取得した情報であることは上で述べたとおりであるから、原告の主張は採用

できない。

- (2)ア そこで、本件情報を公開することにより、国等との協力関係に著しい支障を及ぼすといえるか否かにつき検討するに、本件条例がその目的として市民の知る権利の保障と市政への参加の推進、市民に対する説明責任を挙げ、非公開事由を限定的に列挙した上で、非公開情報が含まれない限り、公開を行うこととしていること、上記(1)でみた本件条例6条4号ウの規定が設けられた趣旨からすれば、国等との協力関係に著しい支障を及ぼすか否かについては、具体的事情を勘案して実質的に検討されるべきものであって、国等から非公開を求める要請がある場合であっても、それだけでは足りず、国等において当該情報を非公開としなければならない合理的根拠が存する場合であることを要するというべきである。
 - イ まず,前記認定事実(第3の1)のとおり,文部科学省は,本件実施要領及び留意事項通知において,各市町村教育委員会に対し,当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては,それぞれの判断にゆだねるとしながら,域内の個々の学校名を明らかにした公表についてはこれを行わないこと,市町村教育委員会においては,それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として,個々の学校名を明らかにした情報の開示により本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応することを要請している。したがって,本件情報については,国から非公開を求める要請があったといえる。
 - ウ 次に、国が、本件調査の目的(前記認定事実(2)ア)を達成するためには、全国の各地域における学力・学習状況を、漏れなく、かつ、正確に把握し、その調査結果を地方公共団体に提供することが不可欠であるところ、各都道府県及び各市町村の教育委員会や各学校はこれに参加する義務を負うものではないから、それぞれにおいて本件調査の目的について理解を得た上で、その協力を仰ぎ参加を求める必要があるといえる。

一方で、全国学力調査の学校別調査結果の公表については、平成19年度に全国学力調査が実施される以前から、学校間の序列化や、過度な競争、学力偏重につながることが懸念されており、国会の委員会等においてその公表の在り方に関する審議が重ねられており(前記認定事実(1))、その審議の内容(乙7)や、平成21年3月に公表された保護者を対象とする内閣府のアンケート調査(甲10)をみても、調査結果の公開に対する否定的な意見も相当程度存在することが認められる。ちなみに、上記アンケート調査の結果をみると、67.3%の者が学校別調査結果の公表に賛成しており、公表に反対する者は10.5%にとどまるものの、「わからない」と答えた者も21.5%に達するほか、公表に賛成した者のうち、「学校毎の点数をそのまま公表すべきである」とするものは68.7%であり、学校別調査結果をそのままの形で公表することに賛成する者の割合は全体の過半に満たないものとなっている。

そうすると、国において、学校別調査結果を公開するか否かを各学校ごとの判断にゆだねつつ、市町村教育委員会に対しては、これを公開しないよう要請するという対応をとっているのは、上でみた学校別調査結果の公表に対する意見の分布や議論の状況を踏まえ、全国の市町村教育委員会等の協力・参加を確実なものとし、全国学力調査を継続的かつ適正に実施することを意図したものとみることができる。そして、市町村教育委員会等の参加主体の中には、本件実施要領における非公開の方針にのっとり、各学校が自ら公開しない限り学校別調査結果が公開されることはないものと信頼して本件調査に協力・参加しているものも少なからずあると考えられ、仮に学校別調査結果が公開されるならば、本件調査に参加した市町村教育委員会等に少なからぬ混乱を引き起こし、全国学力調査の実施主体である国に対する信頼を失い、将来実施される全国学力調査において、その協力・参加を得られなくなるおそれがあるというべきである。

さらに、市町村教育委員会等の協力・参加が得られなくなった場合には、 全国の全児童生徒の学力・学習状況が調査結果に反映されなくなるため、 全国的な状況把握が正確に行われることを前提とした本件調査・全国学力 調査の目的達成が著しく困難になるものである。

したがって、学校別調査結果については、国がこれを非公開としなけれ ばならない合理的根拠があったものというべきである。

- (3) 以上によれば、本件情報を公開した場合には、国との間の全国学力調査に関する継続的な協力関係の維持が困難になり、国との協力関係に著しい支障があるものといえるから、本件情報は本件条例6条4号ウの情報に該当する。
- 3 本件情報の本件条例6条4号イ該当性について
 - (1) 本件調査を全国で統一的に実施する主体が国であるとはいえ、教育委員会が、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務のうち、その所管に属する学校の教育課程、学習指導、教育に関する調査及び基幹統計その他の統計に関すること等について、広く管理し、執行する権限を有すること(地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条5号、17号及び19号参照)、本件調査の目的として、各教育委員会や学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることや、各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てること等が掲げられていること(前記認定事実(2)ア)からすれば、本件情報は「市の行う事務事業に関する情報」に該当する。

この点について原告は、市町村教育委員会は本件調査の参加主体にすぎないから、本件情報は「市の行う事務事業に関する情報」に当たらないと主張するが、被告ないし処分行政庁において、本件調査に関連して、多岐にわたる事務を行っていることは上でみたとおりであって、原告の主張は採用できない。

- (2)ア そこで、本件情報を公開することにより、被告の行う事務事業の実施の目的を失わせ、又はその円滑な実施に支障があるか否かについて検討するのに、本件条例6条4号イの趣旨は、特定の者に利益を与えず、市民全体の利益を確保しようとする市の事務事業について、これに関する情報を公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれることを防止し、事務事業の円滑な実施を確保することにあると解されること、本件条例が、市民の知る権利の保障を目的とし、非公開事由を限定的に列挙した上で、非公開情報が含まれない限り、公開を行うこととしていることからすれば、本件条例6条4号イに該当するか否かを判断するに当たっては、具体的事情を勘案した上で、情報を公開することにより被告の行う事務事業に著しい支障が生じるか否かを実質的に検討する必要があるというべきである。
 - イ そこで、本件情報を公開することにより、被告の行う事務事業に著しい支障が生じるか否かを具体的に検討すると、まず、本件情報と関係する「市の行う事務事業」とは、本件調査に参加してこれを実施するとともに、その結果の提供を受け、全国的な状況との関係において、その所管に属する学校における教育の成果等を把握して、その改善を図ること等にあるといえる。すなわち、本件調査への参加やその実施のみならず、取得した情報の管理や活用等の過程を含めたすべての事務をもって、本件調査に関係する「市の行う事務事業」ととらえるべきである。そして、前記2で判断したとおり、本件調査が原則として全国の学校の全児童生徒の参加を得て実施されることが前提とされているところ、これに参加しない教育委員会、学校等が現れ、その数が大きくなればなるほど、本件調査の目的が損なわれ、本件調査の結果の提供を受ける市町村教育委員会等においても、教育の成果の把握やその改善に役立てるための資料としての価値が減じられる結果となりかねないこと、さらに、学校別調査結果が公開された場合、将来実施される全国学力調査において、市町村教育委員会等の協力・参加が

得られなくなるおそれがあることからすれば、市の行う事務事業との関係においても、本件情報の公開は当該事務事業の目的を損ない、その円滑な 実施を確保できない結果をもたらすものといわざるを得ない。

なお、被告は、本件条例 6 条 4 号イに該当する事由として、専ら学校間の序列化や過度の競争につながるおそれ、市教育委員会や学校の取組に対して保護者の協力が得られなくなるおそれを指摘するものであるが、同号ウに該当する事由に関する主張に照らしてみれば、上でみたような支障が生じることも、同号イに該当する事由として主張することを含意したものと理解できる。

(3) 以上からすれば、本件情報の公開により、学校間の序列化や過度の競争につながるおそれや、学校等の取組に対する保護者の協力が得られなくなるおそれがあるかどうかはさておいても、被告の行う事務事業の実施の目的を失わせ、その円滑な実施に著しい支障を生じさせるものであることは上記(2)でみたとおりであるから、本件情報は本件条例6条4号イに該当する。

4 部分公開の可否について

原告は、本件条例が、原則公開を掲げている以上、少なくとも、同条例8条1号に基づき、本件情報のうち、学校名や生徒数を伏せた部分については、公開されるべきである旨主張しており、文部科学省は、本件情報のうち、学校名と生徒数以外の情報を学校名が容易に推測できない形で公開する場合には、被告と国との協力関係を損ねるものではないとの見解を表明していることが認められる(甲12)。

しかし、本件条例 8 条 1 号は、同条例 6 条 各 号の非公開情報が記録されている場合の部分公開について規定しているところ、その文言上、一個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちに非公開事由に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。すなわち、同条

例8条1号は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、 その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は 記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義 務付けていると解することはできない。

そこで、本件文書の記載内容のうち、いかなる範囲をもって独立した一体的な情報であるかを検討すると、学校名及びその生徒数と、当該学校の分類・区分別の平均正答率及び設問別の平均正答率等とは、一体となって意味を成す情報として記載されたものとみるべきであって、平均正答率等の数字それ自体を独立した意味のある情報とみることはできないものである。

そうすると、独立した一体的な情報とみるべき学校名、生徒数及び当該学校の平均正答率等を更に細分化して、学校名及び生徒数を除いた部分を本件条例 8条1項に基づいて公開しなければならないものとすることはできない。

したがって、部分公開に係る原告の主張には理由がない。

5 結論

以上によれば、本件情報を非公開とした処分は適法であって、原告の主張は 理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉 田 徹

裁判官 小 林 康 彦

裁判官 仲 井 葉 月

中学校調査

平成20年度全国学力・学習状況調査 設問別調査結果 [国語A:主として知識] 大東市立■■中学校〜生徒

・以下の集計値は、4月22日に実施した調査の結果を集計した値である。 *ただし、4月22日に調査を実施していない学校については、4月23日以降5月9日までに実施した調査の結果を集計した値とする。

集計結果

		生徒數	平均正答率(%)	٦.
	大東市立盟制中学校			1
	大阪府 (公立)	63, 671	70. 5	7
Ì	全国(公立)	1, 029, 961	73. 6	7

※ひとつの設問が複数の区分に該当する場合があるため、それぞれの分類について 各区分の設問数を合計した数は、実際の設問数とは一致しない場合がある。

分類·区分別集計結果

分類	区分	対象設問数 (間)	, -	平均正答率(%)	
77 30	₩.π	20年8月10年(四)	貴校	大阪府(公立)	全国(公立)
	話すこと・聞くこと	5		76. 2	80. 1
学習指導要領の領域等	書くこと	2		51.3	55. 2
子自报中发展以限模节	読むこと	9		67.8	71.0
	言語事項	18		72. 5	75. 2
	国語への関心・意欲・態度	1		82. 4	87.3
	話す・聞く能力	5		76. 2	80. 1
評価の観点	書く能力	2		51. 3	55. 2
	読む能力	9		67. 8	71.0
	言語についての知識・理解・技能	18		72. 5	75. 2
	選択式	21		68. 2	71. 3
問題形式	短答式	13		74.2	77.4
	記述式	0			

	記述式		0] .					
設問別集	計結果									1					· · ·			- 4.	
			*	習指導	要領σ	領域等	ķ	19	価の	観点		P	司題 形	式	貴校		大阪府(公立)	全国	可(公立
設問番号	設関の概要	出題の建智		=	t t			1 .	く能	続む能力	言語についての知識・理解・技能	選択式。	短答式	記述式	正答率(%)	無解答率(%)	無解答率	正答率 (%)	無解答率(%)
1	 話合いの一部を読み、発言の仕方の良い点の 説明として適切なものを選択する	話の構成に注意しながら的確 き取る	= M C	,	1			0				0				55. 6	0.6	61.7	0. 3
1ニア	話合いの方向をとらえた司会の適切な発言を 選択する	話合いの方向をとらえて、適	ภช C	,			-	0				0				76. 7	0.9	80. 5	0.4
1.54	話合いの方向をとらえた司会の適切な発言を 選択する	発言をする	C)				0				0				90. 7	1.7	92.8	1.2
2一歲	故事とその解説を読み、「虎」にたとえられ ている人物を選択する				0					0		0				62. 4	0.8	64.3	0.4
2 一狐	故事とその解説を読み、「狐」にたとえられ ている人物を選択する	文章の展開に即して内容を読み			0					0		0				56. 4	0.9	58. 9	0.4
2 =	たとえ話を踏まえ、故事成語(虎の殿を借る 狐)の意味として適切なものを選択する	文章の展開をおさえながら中/ な内容を考える	〉的		0					0		0				75. 2	0.9	77.7	0.4
3 —	意見文に対する評価として適切なものを選択 する	論理の展開に着目し、評価・i する	t IF	0		1			0			0				35. 9	0.9	39. 7	0.4
	他の人の意見文を参考に段落分けをしたもの として、適切な組合せを選択する	適切な段落を設けて、論理的が 章にする	•	0					0			0				66. 6	1.2	70.8	0.6
4-	インタビューをする際の心がけとして適切な ものを選択する	効果的なインタビューにするが の準備をし、調べたことなどで 切に生かす	i O					0				0				69. 1	1.2	74.4	0. 6
4=	インタビューの展開に即した質問を書く	話し手の意図を理解し、インタ ビューの展開を考えて、適切な 問をする	Ħ O					0					0			88. 4	6. 2	91.3	4.0
5 —	事象(茶わんの湯気の渦の様子)について書 かれた一文を本文中から探して書く	論理の展開の仕方に卸して、p	專		0					0			0			42. 7	7.7	45. 4	5. 5
	記述の一部を,文章中の他の言葉を使って書き換える	を読み取る			0					0			0			53. 0	19.3	58. 1	14. 8
5 至 .	文章の展開についての説明として適切なもの を選択する	文章の康驎の仕方を読み取る			0					0		0				71.6	1.9	73. 9	1.0
6-1	漢字を書く(将来のことは <u>ヨソク</u> できない)					0					0		0			57. 8	18.3	63.2	15. 1
6-2	漢字を書く(富士山をハイケイに写真をとる)	文脈に即して漢字を正しく書く			·	0					0		0			75. 0	12.4	77. 5	10. 1
6-3	漢字を書く(一定の温度を <u>タモ</u> つ)					0					0		0			83. 1	13.1	83.5	12. 5
	漢字を読む(裸準記録を <u>突破</u> する)	ł	_			0					0		0			95. 7	3. 2	96, 8	2. 1
6=2	漢字を読む(このホールは <u>音響</u> 効果が良い)	文脈に即して漢字を正しく読む				0					0		0			87. 8	5.9	90.6	4. 1
6 = 3	漢字を読む(世界の平和を近る)].		0					0		0			95. 9	2. 7	97. 2	. 1. 7

平成20年度全国学力·学習状況調査 実施概況

・以下の集計値は、4月22日に実施した調査の結果を集計した値である。(4月23日以降に実施した調査の結果(*)は集計に含まれないため、空欄で示される。)

				74 +7 -15				-	- 1	
				H位数			上段:「	平均正答数 下段	下段: (平均正答率	₹ %)
		国語A	国語B	数学A	数学B	質問紙	国語A〈亚格〉	国語B	数字 A	1
全国(国公私立)		1, 077, 126	1, 077, 433	1, 077, 603	1, 077, 706	1,077,457	25. 2	6.2	23.0	\#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(公共)		- ((74.1)	(61.5)	(63.9)	(50.0)
(水水) 東東		1, 029, 961	1, 030, 260	1, 030, 425	1, 030, 521	1, 030, 265	25.0	6.1	22. 7	7.4
十品好 (八七)		((73.6)	(60.8)	(63. 1)	(49.2)
人表示(お上)		63, 671	63, 780	63, 825	63, 845	63, 913	24.0	5	21.8	6.8
十亩七岁的乐画人		((70.5)	(55.2)	(60.5)	(45.2)
人界印教月安民宏	•	993	1,001	966	1,000	994	22. 7	5.1	18.8	5.9
			/ ·			•	(9.99)	(20.8)	(52.1)	(39. 0)
大東市立■■中学校										
: : : : : :										
大果市立■■中学校										
大田田 4 中田 4										•
メナナーニー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー										•
大東市立■■中学校										
	•									
大東市立■■中学校	•									
大审市六国警由学校										
Y. - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
大東市立■■中学校										
* 第										
人米三斗■■十十枚										

これは正本である。 平成22年3月11日 大阪地方裁判所第7民事部 _{裁判所書記官} 織 野

